

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条 第六条）
- 第二章 公共サービス改革基本方針等（第七条・第八条）
- 第三章 官民競争入札及び民間競争入札
 - 第一節 国の行政機関等による官民競争入札の実施等（第九条 第十三条）
 - 第二節 国の行政機関等による民間競争入札の実施等（第十四条・第十五条）
 - 第三節 地方公共団体による官民競争入札の実施等（第十六条・第十七条）
 - 第四節 地方公共団体による民間競争入札の実施等（第十八条・第十九条）
- 第四章 民間事業者が落札者となった場合における公共サービスの実施等
 - 第一節 契約（第二十条 第二十一条）
 - 第二節 公共サービスの実施（第二十四条・第二十五条）
 - 第三節 監督（第二十六条 第二十八条）
- 第五章 法令の特例
 - 第一節 通則（第二十九条 第三十一条）
 - 第二節 特定公共サービス（第三十二条 第三十四条）
- 第六章 国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施することとなった場合における公共サービスの実施等（第三十五条・第三十六条）
- 第七章 官民競争入札等監理委員会等
 - 第一節 官民競争入札等監理委員会（第三十七条 第四十六条）
 - 第二節 地方公共団体の審議会その他の合議制の機関（第四十七条）
- 第八章 雑則（第四十八条 第五十二条）
- 第九章 罰則（第五十四条 第五十六条）

附則

第一章 総則

（定義）

第二条

- 4 この法律において「公共サービス」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 国の行政機関等の事務又は事業として行われる国民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務（行政処分を除く。）のうち次に掲げるもの
 - イ 施設の設定、運営又は管理の業務
 - ロ 研修の業務
 - ハ 相談の業務
 - ニ 調査又は研究の業務
 - ホ イからニまでに掲げるもののほか、その内容及び性質に照らして、必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務
- 二 特定公共サービス
- 5 この法律において「特定公共サービス」とは、国の行政機関等又は地方公共団体の事務又は事業として行われる国民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務であつて、第五章第一節の規定により、法律の特例が適用されるものとして、その範囲が定められているものをいう。
 - 6 この法律において「官民競争入札」とは、次に掲げる手続をいう。
 - 一 公共サービス改革基本方針（第七条に規定する公共サービス改革基本方針をいう。次項第一号において同じ。）において選定された国の行政機関等の公共サービスについて、国の行政機関等と民間事業者との間において、これを実施する者を選定するための手続であつて、第二章第一節の規定により行われるもの
 - 二 第八条に規定する実施方針において選定された地方公共団体の特定公共サービスについて、地方公共団体と民間事業者との間において、これを実施する者

を決定するための手続であつて、第三章第三節の規定により行われるもの
7 この法律において、「民間競争入札」とは、次に掲げる手続をいう。

一 公共サービス改革基本方針において選定された国の行政機関等の公共サービスについて、民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続であつて、第三章第一節の規定により行われるもの

二 第八条に規定する実施方針において選定された地方公共団体の特定公共サービスについて、民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続であつて、第二章第四節の規定により行われるもの

8 この法律において、「公共サービス実施民間事業者」とは、第二十条第一項（第二十二條において準用する場合を含む。）の契約による委託に基づいて公共サービスを実施する民間事業者をいう。

第四章 民間事業者が落札者となつた場合における公共サービスの実施等

第一節 公共サービスの実施

（官民競争入札対象公共サービス等の実施）

第二十四条 公共サービス実施民間事業者は、第二十条第一項（前条において準用する場合を含む。）の契約に従つて、官民競争入札対象公共サービス、民間競争入札対象公共サービス、地方公共団体官民競争入札対象公共サービス又は地方公共団体民間競争入札対象公共サービスを実施しなければならない。

（秘密保持義務等）

第二十五条 公共サービス実施民間事業者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の前条の公共サービスに従事する者又はこれらの者であつた者は、当該公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 前条の公共サービスに従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その

他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第九章 罰則

第五十四条 第二十五条第一項の規定に違反して、第二十四条の公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。